９－(1)　大学コンソーシアム京都の単位互換科目の履修について

大学コンソーシアム京都においては、京都地域の大学・短期大学間の教育交流事業などの一環として単位互換制度を実施している。

本学はこの制度に参加しているので、本学学生も大学コンソーシアム京都の科目を履修することができる。

１．科目の概要等

大学コンソーシアム京都のWEBサイト（http://www.consortium.or.jp/）に、「単位互換履修生募集ガイド」が３月に公開されるので、科目・シラバス等はそちらで確認することができる。出願期間等については、本学に設置されている「大学コンソーシアム京都」掲示板にて通知する。

２．授業料等

大学コンソーシアム京都の科目を履修するときの授業料は無料である。ただし、演習・実習等の科目及び教材等の費用については、科目を開設する大学の定める額を必要とする。

３．履修対象学年

大学コンソーシアム京都の科目を履修できるのは、本学においては２年次生前期から４年次生前期までとする。

４．単位の認定

(1)　他大学にて修得した単位については、その大学の証明に基づき、本学開設科目に照らし、内容及び単位数が同等以上であるかどうかについて教務委員会で審査の上、教授会の議を経て相当する科目に認定する。

(2)　他大学等において修得した単位等のうち、本学開設科目に相当しないものについては、卒業要件単位に算入されない。

(3)　学則第17条及び第17条の２に定めるとおり、大学コンソーシアム京都の単位互換科目（他大学・短期大学の開講科目）等の履修やTOEIC等の成果により認定された単位は、留学等で認定された単位と合わせ、30単位を超えることができない。

５．出願手続き

(1)　大学コンソーシアム京都の単位互換科目を履修しようとする者は、４月上旬又は９月中旬～下旬に出願手続きをするものとする。

(2)　出願は、大学コンソーシアム京都が定めた方法で行う。

６．履修許可

(1)　大学コンソーシアム京都の科目を開設する大学では各科目について募集定員を定めているため、応募人数が超過した場合は各科目開設大学において選考が行われる。

(2)　履修の可否については、４月下旬頃又は10月上旬頃に科目開設大学からメールにて通知される。

７．履修登録上の注意事項

大学コンソーシアム京都の単位互換科目は定員が超過すると、科目開設大学において受講者数の制限を行う場合がある。このため**出願科目の履修が許可されない場合や、修得した単位が卒業要件単位に算入されない場合があるので、本学の履修登録に際してはあくまで本学の科目を履修することによって要卒単位数を確保するよう心掛けること。**

９－(2)　協定大学単位互換科目の履修について

大学コンソーシアム京都の単位互換科目とは別に、下記の他大学との協定に基づき提供される単位互換科目を履修することができる。提供科目等の詳細については年度初めに案内する。

協定大学

京都工芸繊維大学・京都市立芸術大学・京都産業大学
※上記３大学と本学及び京都市の連携による「文化芸術都市京都の文化遺産の保存・活性化を支える人材育成プログラム」に関する科目

９－(3)　放送大学の単位互換科目の履修について

本学では放送大学との単位互換制度を実施している。放送大学の科目の履修については以下を参照すること。

１．授業料等

授業料は１単位あたり5,500円、選考料及び入学料は無料である。

２．履修対象学年

原則として、２年次生前期から４年次生前期までとする。

３．単位の認定

(1)　放送大学で修得した単位については、放送大学の証明に基づき、本学開設科目に照らし、内容及び単位数が同等以上であるかどうかについて教務委員会で審査の上、教授会の議を経て相当する科目に認定する。
(2)　放送大学の開設科目のうち、本学開設科目に相当しないものについては、単位認定されない。
(3)　学則第17条及び第17条の２に定めるとおり、他大学・短期大学等の開講科目の履修やTOEIC等の成果により認定された単位は、留学等で認定された単位と合わせ、30単位を超えることができない。

４．出願手続き

２月上旬及び８月上旬に出題について掲示するので、確認し、出願手続きを行う。

５．履修許可

履修可否については、４月下旬に通知される。

６．履修登録上の注意事項

出願科目の履修が許可されない場合があるので、本学の履修登録に際してはあくまで本学の科目を履修することによって単位数を確保すること。